制限付一般競争入札の参加方法

この入札は、参加要件を全て満たせば、参加を希望する者は自由に参加できる、入札書は持参ではなく郵送する、予定価格（上限）が公表されている、入札結果をＨＰ上で公開するなど、しくみや手順などについても従来の**指名競争入札とは異なります**。また、参加を希望しない場合においては、**辞退届を提出する等の手続きは一切必要ありません。（入札を希望する場合のみ入札書を送付するなどの必要があります。）**

以下に全体の流れをまとめていますのでご確認ください。（３番以降の「クリックしてください」はこのページからはリンクしていませんので、契約課ホームページのトップページにある、それぞれの部分をクリックしてご覧ください。）

手順		場所
1	「公告文」を確認	この「参加方法」に続いて表示されます。 ※物品名や参加要件、納期限、予定価格などが記載されています。
2	「仕様書」を確認	今回は「公告文」に続いて表示されます。 ※物品の詳しい規格等が記載されています。
3	「共通の注意事項」を確認	 ※工事、コンサルタント業務、業務委託、物品全てに共通の注意事項が記載されています。
4	「応募案内」を確認	 ※物品全般に共通する参加手順などの詳細が記載されています。

5	「制限付一般競争入札におけるＱ＆Ａ（物品）」を確認	制限付一般競争入札におけるQ&A 部門 / 方式 工事：電子方式(PDF:226KB)／郵便方式(PDF:233KB) コンサルタント業務：電子方式(PDF:181KB)／郵便方式(PDF:184KB) 業務委託：—／郵便方式(PDF:180KB) 物品：—／郵便方式(PDF:137KB) クリックしてください ※参加手順などでよくある質問が記載されています。ここに記載されているもの以外の質問は直接契約課までお願いします。なお、設計図書・仕様書等に関する質問は、質問期間中に「設計図書等に対する質問書（物品用）」により、ＦＡＸにてお願いします。
6	郵送直前に、当該物品に関する質問回答を確認	入札情報 入札カレンダー(公告日・開札日) 各部門の年度をクリックしてご覧ください。 部門 / 前年度 / 今年度 / 設計図書等に関する質問回答 工事：平成26年度／平成27年度／質問回答(3月12日)(PDF:46KB) コンサルタント業務：平成26年度／平成27年度／質問回答(1月29日)(PDF:81KB) 業務委託：平成26年度／平成27年度／質問回答(3月5日)(PDF:63KB) 物品：平成26年度／平成27年度／質問回答(3月12日)(PDF:55KB) ※質問回答については、入札書等を提出する前に必ず確認してください クリックしてください ※仕様書の解釈等について、見積りに影響があるような重要な内容が含まれていることがあります。契約課に到着した入札書は、全て回答日の午後１時以降に確認後記入されたとみなされますので、入札書の記入、郵送前には必ずご確認ください。
7	提出書類をダウンロードし、記入・押印	提出書類等様式 提出書類のダウンロードができます。 内容等を確認のうえ担当者の指示にしたがって提出してください。 • 提出書類等様式 クリックしてください ※入札書の金額の記入については、公告文に予定価格が記載されていますので、絶対にこれを超えた金額の記入はしないでください。（指名停止の対象となりますので、見積金額が予定価格を超える場合は、入札をご遠慮ください。）

８	提出書類をそろえて封筒に入れ、提出期間内に書留等郵便局が配達した事実の証明が可能な方法にて契約課まで郵送	※　締切日必着ですのでご注意ください。 ※　入札書を、参加申請書と共に角２封筒等のＡ４サイズが折らずに入るものに封入し、封筒の表面に宛名シール(指定様式)を貼り付けてください。(公告文で提出を求められている場合には納入実績調書、契約書等の写しも同封してください。)
９	「参加確認書」を契約課にFAX	※　８の郵送後すぐに、受領証（お客様控え）を添付してFAX（０７８－９１８－５１５３）してください。
１０	結果を確認	 ※　審査終了後、落札者には直接電話にて連絡します。

流れは以上となります。
次ページより、公告文が表示されますので引き続きご確認ください。

明　契　第　564　号
平成27年(2015年)6月9日

明石市長　泉　房穂
(公印省略　財務部契約課)

制限付一般競争入札の実施について

制限付一般競争入札(郵便方式)を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び明石市契約規則（平成5年規則第10号）第5条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

記

1　対象物品
（1）物品番号　27R1002
（2）物品名　小型動力ポンプ積載車（軽自動車）
（3）納入場所　明石市消防本部（明石市藤江924番地の8）
（4）物品概要　消防活動機能を有する消防関係特殊緊急軽四輪自動車　1台
（5）納期限　平成27年11月30日

2　入札参加要件(参加者は、次のすべての要件に該当する者)
（1）明石市入札参加資格者名簿(物品・サービス)の物品の製造・売買の部に、契約の種類が
車両　で登録されていること。
（2）平成２２年４月１日から平成２７年５月３１日までの間に国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る「消火活動機能を有する消防関係特殊緊急自動車」を元請として納入完了実績を有すること。（消火活動機能を有する消防関係特殊緊急自動車用のシャシのみの契約実績は含まない。）
（3）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
（4）明石市契約規則第3条の規定に該当しないこと。
（5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りでない。
（6）明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
（7）公告日において納期限が到来している明石市税を開札日の前日までに完納していること。
（8）仕様書等の内容を熟知し、内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。

3　仕様書についての質問及び回答
（1）仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリ(078-918-5153)により財務部契約課へ質問書(指定様式)を提出してください。
平成27年6月9日　から　平成27年6月15日　午後1時　まで
（2）質問に対する回答
平成27年6月17日　午後1時　から明石市ホームページ（入札コーナー）において公表します。

4　入札参加申込み
（1）参加を希望する者は、次に掲げる書類を角２封筒等のＡ４サイズが折らずに入るものに封入し、封筒の表面に宛名シール（指定様式）を貼り付けて郵送してください。
ア 制限付一般競争入札参加申請書（指定様式）
イ 入札書（指定様式）
ウ 納入実績調書
※様式は変更になる場合がありますので、明石市ホームページ（入札コーナー）「提出書類等様式」より最新のものをご利用ください。
（2）封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等（簡易書留も可）の郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。
ア　平成27年6月17日　午後1時　に、明石市ホームページ（入札コーナー）に設計図書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。
イ **提出期限は、　平成27年6月22日　（契約課必着）です。**
（3）入札に参加を希望する者は、郵便物提出日中に、財務部契約課へ制限付一般競争入札参加確認書（指定様式）をファクシミリ(078-918-5153)により提出してください。

5　開札日時及び場所
（1）　日　時　　平成27年6月23日　　午後3時15分　（予定）　※開札状況により前後します。
（2）　場　所　804会議室

6　入札保証金
免除

7　契約保証金
契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当する場合は免除等する場合がある。

8　消費税の取扱い
入札金額は、契約希望金額の108分の100で記載してください。（税抜で記載）
契約締結に際しては、落札金額に８％を加算した額で契約を行います。
なお、１円未満の端数は、この金額において切り捨てます。

9　**予定価格（税抜）**
4,166,666　円
※予定価格を超える金額で入札を行った場合は、指名停止基準に基づき措置します。

10　契約条項等を示す場所
明石市契約規則、明石市物品売買契約約款、明石市製造請負契約約款、応募案内、入札のしおり等については、財務部契約課及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

11　入札に関する条件
（1）入札書が所定の日時までに到着していること。
（2）入札者が同一事項について２通以上した入札でないこと。
（3）入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。
（4）入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されてないこと。
（5）談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

12　無効とする入札
（1）入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札
（2）虚偽の申請により資格を得た者の行った入札
（3）入札に関する条件に違反した入札

13　資格審査及び落札決定について
（1）開札場所においては、一旦全件保留とし、参加要件について事後審査を行います。
（2）資格審査については、最低価格入札者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で落札決定を行います。
（3）入札結果は、明石市ホームページ（入札コーナー）にて掲載します。

14　その他
（1）明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
（2）この物品の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で、申し込んでください。
（3）提出書類等に不備がある場合は無効となるので、この物品の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の「制限付一般競争入札共通の注意事項」及び「制限付一般競争入札の応募案内（物品 郵便方式）」を確認した上で、申し込んでください。
（4）入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
（5）最低価格入札者であっても、資格審査において必ずしも落札者とならない場合があります。
この場合において、入札等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

制限付一般競争入札の事務の流れ

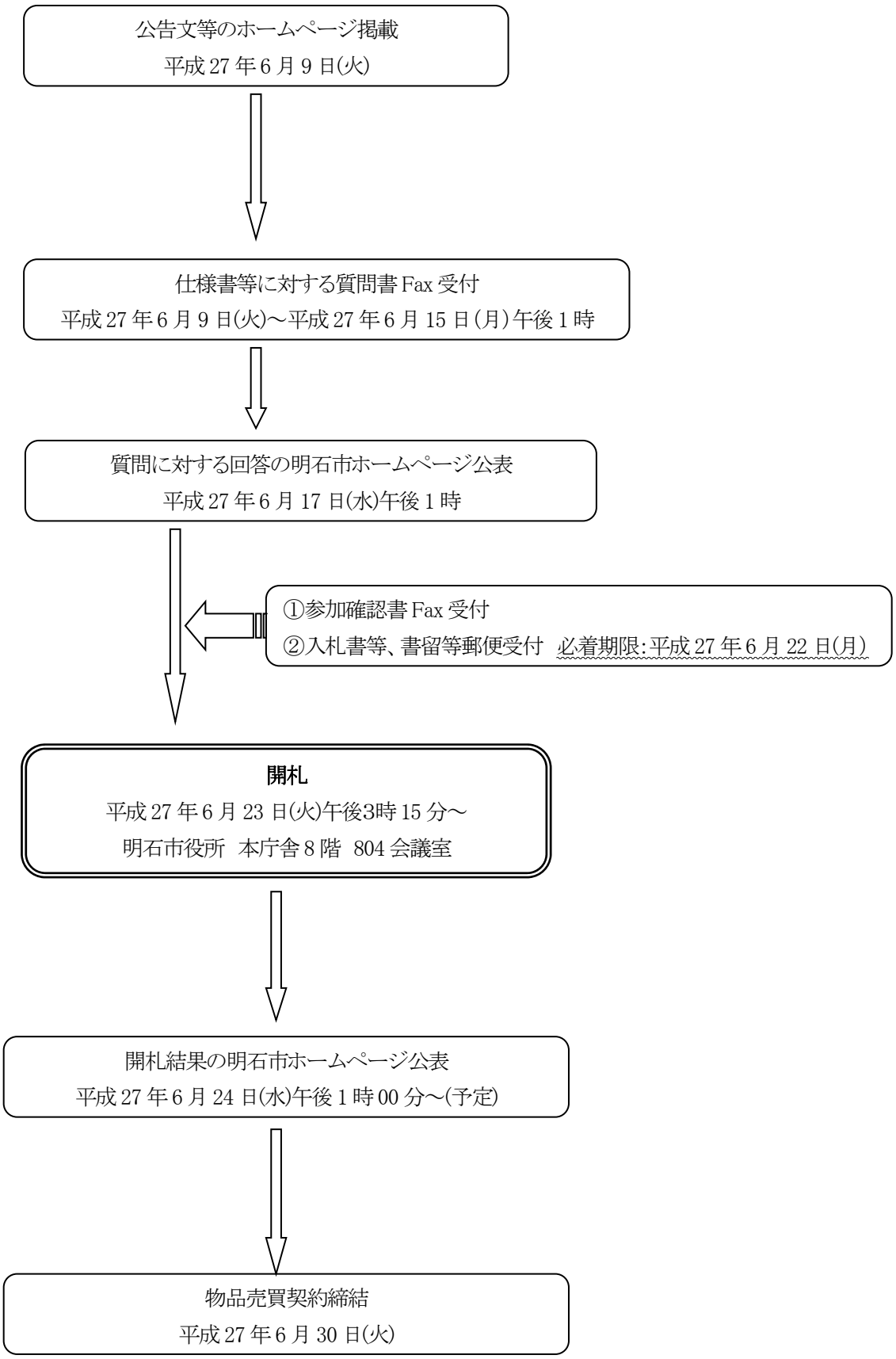
公告文等のホームページ掲載
平成 27 年 6 月 9 日(火)
仕様書等に対する質問書 Fax 受付
平成 27 年 6 月 9 日(火)～平成 27 年 6 月 15 日(月)午後 1 時
質問に対する回答の明石市ホームページ公表
平成 27 年 6 月 17 日(水)午後 1 時
①参加確認書 Fax 受付
②入札書等、書留等郵便受付　必着期限:平成 27 年 6 月 22 日(月)
開札
平成 27 年 6 月 23 日(火)午後3時 15 分～
明石市役所　本庁舎 8 階　804 会議室
開札結果の明石市ホームページ公表
平成 27 年 6 月 24 日(水)午後 1 時 00 分～(予定)
物品売買契約締結
平成 27 年 6 月 30 日(火)

○制限付一般競争入札等におけるＱ＆Ａについて

入札参加希望者は、必ず事前に明石市役所ホームページの「入札コーナー」に掲載している制限付一般競争入札の「共通の注意事項」、「応募案内」、「Ｑ＆Ａ」の内容をご確認ください。（随時更新を行っておりますので、最新のものをご確認ください。）

○同額応札（くじ引きの執行）があった場合の取扱いについて

平成２０年１月３１日の開札分より、郵便方式において同価の入札があった場合のくじの執行方法を下記のとおり変更しています。

くじの対象となった同価の入札をした者の資格審査を、封筒に同封された提出書類を含めて、くじを執行する前に行い、入札参加要件を満たすと決定した「有効な同価の入札者」を対象にくじを執行します。

くじの執行についての電話連絡を、①「有効な同価の入札者」に対しては、くじの執行日時、②「無効な同価の入札者」に対しては、入札が無効となった理由（くじに参加できない理由）及び入札結果に無効の理由が表記されることを伝えます。

「有効な同価の入札者」によるくじの執行に際しては、代表者あるいは代表者からの委任状を持った代理人の出席が必要となります。なお、指定した日時に代表者等が出席できない場合は、当該入札事務に関係のない市職員が代理人となりますので、ご留意ください。（くじの辞退はできません。）

○明石市税の納税状況の確認について

納税状況の確認は　税務室納税課　TEL(078)918-5016 までお願いします。

※その他、公告文記載内容を充分にご確認ください。

平成２７年度

小型動力ポンプ積載車(軽自動車)仕様書

明石市消防本部

小型動力ポンプ積載車(軽自動車)仕様書

第１　総　　則

1. 本仕様書は、明石市消防本部(以下「当本部」という。)が平成 27 年度に発注する小型動力ポンプ積載車(軽自動車)(以下「車両」という。)の規格、艤装、附属品、検査等について必要な事項を定める。
2. 本仕様書に記載する事項の解釈は、全て当本部の解釈によるものとする。疑義が生じた場合及び細部については当本部に連絡のうえ、承諾又は指示を受けること。
3. 艤装等に使用する原材料や物品は、環境にやさしい物を使用するとともに、艤装などにおいて出た廃材などは、適切に処分すること。
4. 車両は、本仕様書に定めるものの他、次に掲げる法令等に適合し、緊急自動車として承認を得られるものであること。
   ・道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)
   ・道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)
   ・道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)
   ・道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号)
   ・動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和 61 年自治省令第 24 号)
   (以下「動力ポンプの規格」という。)
   ・その他関係法令
5. 車両は、小型動力ポンプ及び附属品を安全確実に積載でき、小型動力ポンプの積み下ろしに際し容易に操作ができること。また、走行中の振動その他により、移動又は破損等が生じないよう堅固な構造で、速やかに消火活動等ができる構造とする。

第２　台数及び納期等

1. 購入台数　1 台(軽自動車)
2. 納　　期　平成 27 年 11 月 30 日(金)
3. 納入場所　明石市藤江 924 番地の 8(明石市消防本部)

第３　提 出 図 書 等

1. 受注者は、契約締結後速やかに当本部と詳細な協議を行い、次に掲げる図書を 1 か月以内に当本部に提出し、承認を得たのち製作に着手すること。
   ・製作承認図〔車体艤装 5 面図〕　3 部(１部は承認後返却)
   ・製作工程表　1 部
   ・契約金額明細書　1 部(契約締結後速やかに提出)
   ・資機材の製造メーカー及び形式一覧表　1 部
   ・その他当本部が指示するもの
2. 受注者は、納入時に次に掲げる図書を提出するものとする。
   ・責任保証書〔艤装関係〕　1 部

・日本消防検定協会受託試験済証　　1部
・車両取扱説明書　　1部
・各種装備品の取扱説明書　　1部
・納品のトラブル時の連絡先(住所、事業所名、連絡先等)　1部
・その他当本部が指示するもの

第４　検　　査　　等

1. 検査は中間検査及び完成検査とし、本仕様書及び製作承認図、動力ポンプの規格に基づき実施する。
・中間検査
検査は、塗装工程前に施工の場所において行う。
受注者は、中間検査予定日の 20 日前までに検査申請書を提出し、当本部検査員の検査を受けるものとする。
・完成検査
検査は、当本部の指定する場所において行う。
受注者は、納入期限の約 2 週間前までに検査日を当本部へ連絡し、当本部検査員の検査を受けるものとする。
2. 完成検査において、不備指摘事項が発生した場合は、完全整備の後、納入期限までに再検査を受けなければならない。
3. 上記のほか、製作途中において、確認又は検査を実施することがある。

第５　車　　両　　等

1. エンジン等　　軽自動車　　総排気量 650～660 cc　　無鉛ガソリン
2. 駆動方式等　　四輪駆動　　オートマッチクトランスミッション
3. 乗車定員等　　4　　名　　定員分のシートベルトを備え、安全に乗車できること。
4. 環境配慮等　　平成 19 年排出ガス規制適合車とする。
5. 車　体　色　　車体塗装は、防錆措置を講じ、朱色にて 3 回以上塗装すること。
なお、バンパーも同色とする。
※塗色については、当本部と協議すること
6. 記入文字等　　①車体ドア左右に「**明石市消防団太寺上ノ丸班**」を白色丸ゴシック体（11cm×11cm）で記入すること。
②標識付散光式警光灯の前面及び後面に、「**太寺上ノ丸班**」を黒色丸ゴシック体で記入すること。
③小型動力ポンプ、発電機及び消火器に、「**太寺上ノ丸班**」を白色丸ゴシック体で記入すること。
※記入文字等については、当本部と協議すること
7. 車両外装等　　消防団記章(台座付)を車両前部中央に取り付けること。
給油口付近の面とりを施すこと。

※取付け位置については、当本部と協議すること

8.警 光 灯 等　道路交通法施行令第 14 条(緊急自動車の要件)及び道路運送車両の保安基準第 49 条の規定に従い、赤色の警光灯をキャブ屋根部に取付けること。
取付け機種：散光式警光灯　(株)パトライト製　HWS-12HC 型　(同等品)
＊取付け位置については、当本部と協議し雨水等が流入しないこと。

9.放送設備等　電子サイレンアンプを運転席から容易に操作できる位置に取り付けること。
取付け機種：サイレンアンプ　(株)パトライト製　SAP-300FBZ(同等品)
マイク　〃　SDM-07　(同等品)
艤装関係機器専用のメインスイッチ（「ON」確認ランプ付）及びサーチライトのスイッチを運転席付近に設けること。
＊取付け位置については、当本部と協議すること

10.装備品及び付属品等
パワーステアリング、運転席及び助手席エアバッグ
アンチロックブレーキ･システム、ラジオ（AM/FM チューナー）
エアコン、サイド･バイザー、フロアー･マット、泥除け(前後)
後退警報ブザー(夜間用解除スイッチ付)、スペアー･タイヤ
ジャッキ等(車載標準工具)、その他、別表１に掲げるもの

11.そ　の　他　当該車両に使用するシャシは、装備品、積載品を装備するに最も適したシャシであるとともに、日常の点検手入れが容易な構造であること。

第６　艤　　装　　等

1.キャブ後部荷台に鳥居を設け、サーチライト(ハロゲンライト)を取り付け、伸縮(伸び幅 50cm 以上)回転(360 度)俯仰可能な構造とすること。

2.キャブ後部荷台に２名が容易に前向きで乗車できる座席(収納ボックス兼)を設け、シートベルト及び手摺りを取り付け、安全対策を講じること。なお、収納ボックスに防水措置を施すこと。

3.小型動力ポンプを荷台後部に積載できる構造とし、荷台床面に引出し用レールを設け、積み下ろしが容易にできる構造であること。特に、可動式部分の始点、終点部の固定を確実にできるストッパーを設けること。

4.小型動力ポンプの真空ポンプ、冷却水の排水及びエンジンの排気は、誘導パイプを設け、車体下部に排出できる構造とすること。

5.荷台に側板を左右に設け、ポンプを積載したままの状態で放水できる構造とすること。（窓枠を設け、吸水口が左側になるようにすること。）

6.荷台床面には、アルミ化粧板を使用すること。

7.吸管１本(75 ㎜×6m)を左側板に二重巻きで収納(取り付け)できる構造とすること。

8.とび口(1.8m)2 本を側板上部に取り付けできる構造とすること。

9. 梯子(二つ折り 3.6m)を側板上部に取り付けできる構造とし、とび口との配置を考慮すること。
10. 管そう(65 ㎜アルミ合金製　噴霧ノズル　取手・バンド付)2 本を側板及び床面で固定できる構造とすること。
11. 自動車用消火器を側板に取り付けできる構造とすること。
12. 替ノズル(20 ㎜・23 ㎜)2 個を床面に取り付けできる構造とすること。
13. 消防ホース(65 ㎜)は、荷台部に二重巻きホース 6 本が積載できる専用枠を設けるとともに、後部座席の左右にそれぞれ二重巻きホース 3 本が積載できる専用枠を設けること。
14. 車輪止め(2 個)を荷台部右側に収納できる構造とすること。
15. 明石市型消火栓キー(支給品)を荷台部に固定できる構造とすること。
16. バールを荷台部に固定できる構造とすること。
17. スコップを荷台部に固定できる構造とすること。
18. 双口接手(65cm)を荷台部に固定できる構造とすること。
19. 金属製燃料携行缶(10Ｌ)を荷台部に積載できるよう専用枠を設けること。
20. 小型動力ポンプのバッテリー充電用として、自動充電器を積載するとともに、自動車バッテリーから小型動力ポンプのバッテリーへの親子充電の配線をすること。
21. 特殊艤装のヒューズ標示をすること。

第７　小型動力ポンプ

1. 動力ポンプの規格に基づく B-3 級以上の能力を有すること。
2. セル始動式、無給油式真空ポンプ付とすること。

第８　車載型消防用無線傍受機

1. 車載型消防用無線傍受機を旧車両から新車両へと積み替えること。積み替え作業については、当本部が指定する業者が作業を行うこととし、受注者は、契約締結後、速やかに当本部と設置業者に対し、積み替えについて調整を図るものとする。なお、積み替えにかかる費用については、受注者の負担とする。

第９　全自動バッテリー監視装置

車庫にて小型動力ポンプ及び車両のバッテリーが充電できるよう、家庭用コンセントの配線(1 個)で、100Ｖを供給できるようにすること。なお、コネクタはマグネット式とし、出動時に容易に取り外しができるものとする。

第 10　自動車損害賠償責任保険及び自動車重量税等

1. 自動車損害賠償責任保険　　入札金額には含まない。受注者が用意し、別途請求するものとする。

2. 自動車リサイクル料　　入札金額には含まない。別途請求するものとする。

3. 自動車重量税印紙　　入札金額には含まない。登録予定日の 3 週間前に明石市消防本部警防課に「重量税申込書」を提出し、後日、当本部において受領するものとする。

4. 自動車税　　非課税です。

5. 自動車取得税　　非課税です。

6. 登録等に係るその他一切の諸経費については、入札金額に含むものする。

第 11　不用車両の廃棄処分について

1. 不用車両の台数　　1 台(概要は、添付の自動車検査証(写し)のとおり。)

2. 自動車検査証の有効期限　　平成 27 年 12 月 20 日

3. 不用車両の引渡し期日　　当本部と協議すること。

4. 受注者の負担と責任において抹消登録を行った後、廃棄処分を行う。

5. 不用車両の車体に表示している名称等を消去し、引き渡し後において、明石市に一切迷惑を及ぼすことのないように処理するとともに、名称等の消去が確認できる写真を撮影のうえ当本部へ提出すること。

6. 抹消登録完了後、速やかに自動車検査証返納証明書の原本を当本部へ提出すること。

第 12　補　　則

1. 完成車両の保証期間は、納入後１年間とする。ただし、保証期間以後であっても、設計不良、施工不良により不具合が生じた場合は、無償で部品の取替修理を行うこと。

2. 代金の請求は、車両を納入した後、旧車両の自動車検査証返納証明書(原本)の提出後とする。

別表１

(取装備品及び付属品等)

No.	品名	メーカー・型式等	数量
1	小型動力ポンプ	ＶＦ53ＡＳ「Ｂ－3 級」	1
2	散光式警光灯	ＨＷＳ－ＨＣ	1
2	電子サイレンアンプ	ＳＡＰ－300ＦＢＺ	1
3	マイク	ＳＤＭ－07	1
4	後退警報ブザー	夜間用解除スイッチ付	一式
5	自動車用消火器	ＡＢＣ20 型	1
6	車輪止め	ゴム製品	2
7	タイヤチェーン		一式
8	サーチライト	ハロゲン球	1

9	標識灯	散光式警光灯一体型	1
10	赤色点滅灯	荷台後上部に取付	一対
11	吸管	75 ㎜×6m国検品	1
12	吸管ストレーナー	75 ㎜用	1
13	吸管ちりよけ籠	75 ㎜用	1
14	吸管枕木		1
15	吸管ロープ	径 10 ㎜×15m	1
16	吸管スパナ		一対
17	吸管バンド	ナイロン製　灰色	2
18	消火栓金具	75 ㎜メスネジ×65 ㎜差込メス	1
19	消火栓キー	明石市型(積載固定装置のみ設置、形状、寸法等は別紙参照)	支給品
20	管そう	65 ㎜背負いバンド付アルミ合金製	1
21	ノズル	可変噴霧 21 型	1
22	管そう	50 ㎜背負いバンド付アルミ合金製	1
23	ノズル	可変噴霧 21 型	1
24	はしご	二つ折りはしご 3.6m	1
25	とび口	長さ 1.8m	2
26	剣先スコップ		1
27	金てこ	800 ㎜	1
28	ホース	65 ㎜×20m　国検定(口金はアルミ合金製)1.3 MPa	1
29	ホース	50 ㎜×20m　国検定(口金はアルミ合金製)1.3 MPa	2
30	媒介金具	65 ㎜×65・50 ㎜（マルチ） 2 口	1
31	発電機	ホンダＥX6・	1
32	投光器	三脚付移動用照明灯　300W(Ｇ－300 型)	1
33	コードリール	30m(Ｂ－1 型)	1
34	スタンドパイプ	町野式／軽合金製引上げ単口／60cm 以上	1
35	担架	ポールストレッチャー90 インチ「ＦＷ - 1901 - 042」	1
36	金属製燃料携行缶	10Ｌ缶	1

※メーカー及び型番の記載のある物品等については、同等品以上のものも可とする。

外　観　写　真

外　観　写　真

番号　01562

自動車検査証

平成 25年 12月 17日　　軽自動車検査協会

車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用、事業用の別	車体の形状
神戸 ８０ あ １０７６	平成 5年 12月 16日	平成 5年 -月	軽自動車	特種	自家用	消防車

車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
Ｕ４２Ｔ－０１５５１７２	2 人	－kg	1060 kg	1170 kg	329 cm	139 cm	197 cm

車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	総排気量又は定格出力	前軸重	後軸重	型式指定番号	類別区分番号
三菱	Ｖ－Ｕ４２Ｔ改	３Ｇ８３	ガソリン	0.65L	480 kg	580 kg		

使用者	氏名又は名称	明石市
	住所	兵庫県明石市中崎１－５－１
所有者	氏名又は名称	使用者に同じ
	住所	使用者住所に同じ
使用の本拠の位置		兵庫県明石市太寺２－１４－８

有効期間の満了する日	
平成　27年 12月 20日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

備考　【兵庫】　継続検査＊＊
【自動車重量税額】￥８，８００＊
【走行距離計表示値】３，４００ｋｍ（平成２５年１２月１７日）＊
【旧走行距離計表示値】３，２００ｋｍ（平成２３年１２月１３日）＊＊

OCR03-5814

神戸 80 あ 1076 0035413639
大事上ノ丸引

［A券］預託証明書（リサイクル券）

<<車両欄>>

リサイクル券番号	1100-9437-9312
車台番号	U42T-0155172
車名	三菱

<<料金欄>>

シュレッダーダスト料金	¥3,150
エアバッグ類料金	*****
フロン類料金	*****
情報管理料金	¥130
預託金額合計	¥3,280

財団法人
自動車リサイクル促進センター

2005年12月20日発行
事務処理番号：1-100595200108<4>

※本券（A券）は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。
※料金欄で「*****」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

＜使用済自動車引渡時、引取業者切離し＞

［B券］使用済自動車引取証明書

引取日：　　年　　月　　日

リサイクル券番号（移動報告番号）	1100-9437-9312
車台番号	U42T-0155172
車名	三菱
預託金額	¥3,280（消費税込み）

＜引渡者＞
氏名・名称

＜引取業者＞
登録番号
氏名・名称　　印
事業所名称
所在地
TEL.

※本券（B券）は使用済自動車の再資源化等に関する法律第９条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第８０条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

＜受領証（C券）利用時切離し＞

［C券］資金管理料金受領証

リサイクル券番号	1100-9437-9312
車台番号	U42T-0155172
車名	三菱

受領金額	¥480（消費税込み）

財団法人
自動車リサイクル促進センター

2005年12月20日発行
事務処理番号：1-100595200108<4>